

コンプライアンス・マニュアル

掛川市森林組合

平成 23 年 7 月

はじめに

コンプライアンス・マニュアルは、法令を遵守し、社会的規範・倫理を尊重するために必要なコンプライアンスの管理手順及び行動原則を示したものであり、掛川市森林組合（以下「本組合」という。）のすべての役職員が守らなければならない基本原則です。本組合は健全経営を実現し、協同組合として、その高い公共性を自覚し社会的責任を果たしていくことを目指します。

本組合の役職員は、職位あるいは職務内容にかかわらず、全役職員が等しく誠心誠意、本マニュアル及び業務に関連する法令・規程・ルールを主体的に遵守し、より一層倫理的な組織活動を行うために、「行動規範」の実践を約束します。

平成 23 年 7 月

コンプライアンス概要

「コンプライアンス」とは、狭義には「法令遵守」という意味ですが、現在では、単純な法令遵守に限らず、法令自体には違反しなくても健全な社会の一員である企業として、「してはならないこと」、「するのが適切でないこと」、「しない方がよいこと」を行わないとする、「企業倫理」や「社会的規範」に近い意味を含めて用いられるようになりました。

コンプライアンスでは、事件や不祥事等の違法行為等を起こさないことはもとより、その間の意思決定や業務行動に至る過程で法令・定款等社会的規範を逸脱しない仕組み・態勢になっているかどうか重視され、問われることとなります。コンプライアンス意識のない組織は、法令等や社会的規範への準拠といった社会からの要請に適合せず、社会の一員として認知されません。違法行為や社会的規範を逸脱するような企業活動が企業の信用失墜につながり、経営に大きな打撃を与えかねないほど重要なものとなっています。

森林組合は、社会的・公的責任が大きく社会の構成員たる組織人として求められる価値観・倫理観によって誠実に行動すること、それを通して公正かつ適切な経営を実現し、市民社会との調和を図り、組織を創造的に発展させていくこととなります。コンプライアンスは「組織生存の生命線」です。

1 倫理規範

倫理規範は、わたしたち一人一人が、より良き社会人・組織人として誠実かつ適切な行動を適宜・迅速に行うための行動の拠り所となる指針(ガイドライン)です。

2 行動規範

行動規範は、「倫理規範」の考え方に基づき、通常業務で発生すると思われるコンプライアンス事項に対応して、具体的に取り組むべき行動(求められる行動・してはならない行動)の基準を示したものです。

コンプライアンスで遵守の対象となるのは、第1に法律、条例、通達など法規範、第2に規程、規則、ルールなどの内部規範、第3に倫理・社会的規範であり、これらを遵守し利害関係者や社会に対して誠実・公正であるとともに、反社会的な勢力には警察当局と連携しつつ、毅然とした態度で組織的に臨みます。

3 実効に向けての措置

コンプライアンス・マニュアルは、あくまで基本的考え方を示したものですので、個々の難しい複雑な問題は、直属の上司などに相談するよう心掛けて下さい。

まずは、法令・倫理を守る公正な組織を築き社会の信頼を得ながら、森林・林業を通じて社会の発展に貢献することを基本姿勢とします。

1 倫理規範

本組合は、森林所有者の協同組織である団体として、組合員等と協同して森林・林業の振興を図るための各種事業実施を通じて組合員の経済的社会的地位を高めていく基本的使命を有するとともに、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、国民経済の発展に資する社会的責任と公共的使命を自覚し、事業遂行上、広く社会を構成する一員としても自己規律・自助努力を踏まえ、本組合自身が大きな環境の変化に常に適切に対応し、一層内外の負託に応じて基本的使命と社会的責任を果たしていくため、ここに行動規範を定め、すべての法律を誠実に遵守するとともに、社会的良識をもって行動します。

(1) 基本

森林組合の一員として、基本使命・社会的責任を認識し、誠実に事業活動に取り組み、組合員の信頼に応えます。

(2) 職務遂行に際しての注意事項

法令等を理解し、社会倫理に基づく公平で透明な組織・団体活動を行います。

(3) 職員の健康・安全の確保

職員の健康と安全の確保、働きがいのある職場形成に努めます。

(4) 職員の人格・人権の尊重

お互いを尊重するとともに、ゆとりのある豊かな職場環境の構築に努めます。
また、勤務中はもとより、勤務外の私生活においても本組合の名誉・信頼を損なうような行動は慎みます。

(5) 反社会的勢力に対する態度

社会の秩序や組織の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を取り、決して経済的な利益を供与しません。

(6) 環境の保全

環境問題の重要性を認識し、環境の保全に努めます。

2 行動規範

(1) 森林組合の一員として、基本使命・社会的責任を認識し、誠実に事業活動に取り組み、組合員の信頼に応えます。

- ① 各種事業活動を通じて森林所有者を支援し、森林・林業の発展に貢献します。
- ② 多様なニーズに的確に対応します。
- ③ 国民に対する林産物等の安定供給と需要拡大に取り組みます。

(2) 法令等を理解し、社会倫理に基づく公平で透明な組織・団体活動を行います。

- ① 森林組合法、森林・林業基本法その他の関係法令を遵守し、公正・健全に業務を運営します。
- ② 定款・諸規程・会計原則等に従い、適正に職務を遂行します。
- ③ 職務上の立場を利用して、私的な利益を追求したり、特定の取引先等への利益誘導となるような行為はしません。また、縁故者や友人、その他何らかの個人的な利害関係のある相手先と契約を結ぶ場合には、直属の上司に相談し指示を受けるとともに、適切な契約を行います。
- ④ 取引先・協力会社・公務員等に対する接待や贈答品の授受については、社会的儀礼の範囲を超えた接待・贈答を行うこともしくは受けることはしません。意図せず、問題あると思われるような事態に陥った場合、その事実を直属の上司に報告し、適切な指示を受けます。
- ⑤ 受注に際しては、適正な契約を書面により締結し、契約後は契約条項を誠実に履行することにより、発注者の信頼に応えうる適正かつ効率的な業務を実行します。
- ⑥ いかなる場合においても、本組合や取引先等の公表されていない機密情報、及び本組合外から入手した企業秘密を含む顧客情報を、在職中はもとより退職後も漏洩したり、いかなる目的にも使用しません。また、企業秘密を組合外に提供する場合は、相手先との間で秘密保持契約を結び予期せぬ漏洩の防止に備えます。
- ⑦ 広告宣伝活動にあたっては、虚偽や誇大な表現を排除するとともに、社会的差別や人権侵害にあたらないように行い、適切な広報活動により、組合について正しい評価と理解を得るように努めます。又、ホームページ、カタログ、パンフレット類、新聞・雑誌広告等の広告宣伝物の作成にあたっては、上記同様、注意を払って作成し、その内容について十分審査した後、発行、掲載するものとします。
- ⑧ 知的財産権を含め他人の権利・財産を尊重し、これを侵害しないよう細心の注意を払うとともに、組合にとって知的財産権が組織活動の源泉であることを理解し、組合の権利・財産の保護に努めます。
- ⑨ 本組合の情報システム構築の際には、システムの安全確保のため必要な対策を実施します。不正侵入が発生した場合は、情報資産の流出防止、本組合外への被害拡大防止及び情報システムの復旧等に必要な措置を迅速に実施し、再発防止策を講じます。
情報システムに関わる ID やパスワードは、厳重に管理して組合外への漏洩を防ぐとともに、情報資産の廃棄にあたっては復元できないよう十分な措置をとります。
- ⑩ 全ての組合財産は、仕事を遂行する目的で、貸与あるいは提供されているので公私を峻別し本組合財産を尊重します。従って、本組合の備品や消耗品を持ち帰ることはいうに及ばず、業務の遂行と無関係な形で、インターネットや電子メールを使

用することも慎みます。

- ⑪ 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、公職選挙法や政治資金規正法等の関係法令を遵守し、政治、行政との癒着というような誤解を招きかねない行動は一切行いません。
- ⑫ 本組合はそれが組合全体の意思（方針）であるとの誤解を招く恐れのある政治活動を行いません。よって政治活動に参加する場合はあくまでも個人の資格で行うこととします。

（３）職員の健康と安全の確保、働きがいのある職場形成に努めます。

- ① 労働関係法を遵守し、勤務日や勤務時間等の労働条件について適切な管理を行い、強制労働、過重労働などの強要を行いません。
- ② 職場の整理整頓に努め、快適な職場環境の形成を促進します。また、就業規則や安全衛生管理規程における安全衛生についての各条項を遵守し、職員等の安全衛生と心身の健康増進を図ります。
安全に関する問題、事故等の情報を入手した場合は速やかに事実関係を確認するとともに、判明した事柄については関係部門に迅速かつ確実に連絡し、適切な対応を取らなければなりません。
- ③ 長期の連続休暇を積極的かつ創造的に活用し、休暇の量的水準を向上させます。

（４）お互いを尊重するとともに、ゆとりのある豊かな職場環境の構築やセクハラ（性的な嫌がらせ）・パワハラ（地位・職権等利用による嫌がらせ）等の防止に努めます。また、勤務中はもとより、勤務外の私生活においても本組合の名誉・信頼を損なうような行動は慎みます。

- ① 労働基準法の精神に則り、人権を尊重するとともに、出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、学歴その他業務を進める上で関係のない個人的な特性に基づいた差別を行いません。
- ② 性的嫌がらせや他人に性的嫌がらせと誤解される恐れのある行為、また、相手に不快感を与える性的な言動や行為を行いません。
- ③ 職権などの立場を利用して業務上の適切な範囲をこえて、個々の職員の人格を無視した言動や強要を行い、職員の健康や職場環境を悪化させる行為を行いません。
- ④ 本組合が有する職員等の個人情報、これを適正に管理し、本来の目的以外には使用しません。また、裁判所の命令等の正当な理由がない限り、本人の承諾なく、これを外部へ開示しません
- ⑤ 自己の利益と組合の利益が相反することのないよう行動し、本組合の承認なしに本組合の業務と直接的又は間接的に利害関係を有する業務は行いません。
- ⑥ 飲酒運転など反社会的行為はしません。

（５）社会の秩序や組織の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を取り、決して経済的な利益を供与しません。

- ① 反社会的勢力からの取引・金銭などの要求には毅然として対応し、一切関係を持ちません。一方、本組合または自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用したり、利益供与（情報誌購読、公告掲載料等）も一切行いません。
- ② 社会の秩序や組織の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とし

た態度を取り、決して経済的な利益を供与しません。

(6) 環境問題の重要性を認識し、環境の保全に努めます。

- ① 環境法令を遵守し、環境にやさしい事業活動に努めます。環境保護意識の向上を図り、環境保護活動への理解に努めます。

3 実効に向けての措置

(1) 関連規程・制度の整備

このマニュアルを実施するため、必要に応じて見直しを行っていきます。また、このマニュアル並びに関連規程が遵守されているか、必要に応じて検討会を実施します。

(2) 通報・是正

このマニュアルの禁止事項に該当する行為または違反の恐れのある行為については、これを発見した場合であると自ら行った場合とを問わず、隠蔽することなく上司に通報報告して下さい。改善措置を行います。

(3) 罰則

「行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」に違反した者や違反を放置した者については、就業規則に基づき措置します。

以上